

適応指導学級の名称変更について

野田市には学校に通うことができない児童生徒が学習等を行うことができる適応指導学級が2カ所あり、この適応指導学級の名称について、不登校児童生徒支援の趣旨及び文部科学省通知を踏まえ、令和5年度より変更するもの。

○新名称：「野田市教育支援センター ひばり」

「野田市教育支援センター ひばり 関宿分室」

○名称変更理由

不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法施行に伴う衆議院文部科学委員会の付帯決議（※1）において「不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮すること」「いじめから身を守るために一定期間休むことを認める等、状況に応じた支援」「フリースクール等、学校以外の場において行う多様な学習活動の重要性」等が述べられており、子どもの状況にあわせた多様な学び方を認め、具体的に実行していくことが望まれている。

このような背景から、令和4年6月10日付文部科学省通知（※2）により「従来使用していた適応指導学級の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため『教育支援センター』若しくは各教育委員会等において工夫された名称としていただくようご検討をお願いします。」と示されている。

ついでには、同機関が不登校児童生徒やその保護者の身近な存在となり、早期に相談や学習支援につながる施設として機能するために、適応指導学級の名称を「野田市教育支援センター ひばり」と変更するもの。

※1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）衆議院文部科学委員会付帯決議

※2 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（4初児生第10号）